

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月25日
【会社名】	株式会社LIXILグループ
【英訳名】	LIXIL Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 瀬戸 欣哉
【本店の所在の場所】	東京都江東区大島二丁目1番1号
【電話番号】	03(3638)9300(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 堤 隆一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング36階
【電話番号】	03(6268)8808(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 堤 隆一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 592,590,248円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	264,904株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

(注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役及び執行役並びに当社の完全子会社である株式会社LIXIL（以下、「LIXIL」といいます。）の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2018年6月25日開催の当社報酬委員会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「本制度」といいます。）に基づき、2018年6月25日開催の当社取締役会決議により行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の発行は、本制度に基づき、当社の取締役及び執行役に対する当社第76回定時株主総会から2019年6月開催予定の当社第77回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬、並びにLIXILの取締役に対する2018年6月20日開催の同社第17回定時株主総会から2019年6月開催予定の同社第18回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役（社外取締役を含み、執行役を兼務する取締役を除きます。）10名及び執行役（取締役を兼務する執行役を含み、LIXILの取締役を兼務する者のうち同社から金銭報酬債権が支給される者を除きます。）6名並びにLIXILの取締役5名（以下、総称して「割当対象者」といいます。）に対して支給される金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより行われるものです。また、当社は、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたしません。

譲渡制限期間

割当対象者は、その割当てを受ける譲渡制限付株式のうち半数（以下、「本株式」といいます。）につき、2018年7月17日から2021年7月16日まで（3年間）の期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、その余の半数（以下、「本株式」といいます。）につき、2018年7月17日から2048年7月16日まで（30年間）の期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、それぞれ第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。
譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、それぞれ本株式につき本譲渡制限期間、本株式につき本譲渡制限期間の満了までに、当社の取締役及び執行役並びに当社の完全子会社の取締役（以下、「当社の役員等」といいます。）のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた本株式及び本株式を、それぞれ当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものとしたします。

また、本株式につき、本譲渡制限期間が満了した時点、本株式につき、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、総称して「期間満了時点」といいます。）において下記 の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本株式又は本株式がある場合には、それぞれ期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、期間満了時点よりも前に当社の役員等のいずれの地位からも退任又は退職した場合で、下記 の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されない本株式又は本株式がある場合には、それぞれ当該退任又は退職の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、2018年7月17日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで（割当対象者が、当社の完全子会社の取締役の場合は、2018年7月17日以降、最初に到来する同社の定時株主総会の開催日まで）継続して、当社の役員等のいずれかの地位にあったことを条件として、それぞれの期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本株式又は本株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、期間満了時点よりも前に当社の役員等のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2018年7月から割当対象者が当社の役員等のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該時点において割当対象者が保有する本株式又は本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本株式又は本株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本株式 及び本株式 について記載又は記録する口座の開設を完了し、これらに係る譲渡制限がそれぞれ解除されるまでの間、本株式 又は本株式 を当該口座に保管・維持するものいたします。

組織再編等における取扱い

当社は、本株式 につき本譲渡制限期間 の期間中又は本株式 につき本譲渡制限期間 の期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、2018年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。)に、それぞれ当該承認の日において割当対象者が保有する本株式 又は本株式 の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本株式 又は本株式 につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本株式 又は本株式 の全部を当然に無償で取得するものいたします。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	264,904株	592,590,248	296,295,124
一般募集			
計（総発行株式）	264,904株	592,590,248	296,295,124

- (注) 1. 第1【募集要項】 1【新規発行株式】 (注) 1. 「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社の取締役及び執行役並びにLIXILの取締役に割り当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は296,295,124円です。
3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づき、当社の取締役及び執行役に対する当社第76回定時株主総会から2019年6月開催予定の当社第77回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬、並びにLIXILの取締役に対する2018年6月20日開催の同社第17回定時株主総会から2019年6月開催予定の同社第18回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として支給される金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	人数	割当株数		払込金額	内容
		株式	株式		
当社の取締役（1）	10名	22,350株	22,350株	99,993,900円	当社第76回定時株主総会から2019年6月開催予定の当社第77回定時株主総会までの期間分
当社の執行役（2）	6名	93,761株	93,761株	419,486,714円	
LIXILの取締役	5名	16,341株	16,341株	73,109,634円	2018年6月20日開催の同社第17回定時株主総会から2019年6月開催予定の同社第18回定時株主総会までの期間分

- (1) 社外取締役を含み、執行役を兼務する取締役を除きます。
- (2) 執行役を兼務する取締役を含み、LIXILの取締役を兼務する者のうち同社から金銭報酬債権が支給される者を除きます。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,237	1,118.5	1株	2018年7月11日～ 2018年7月13日		2018年7月17日

- (注) 1. 第1【募集要項】 1【新規発行株式】 (注) 1. 「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社の取締役及び執行役並びにLIXILの取締役に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
4. 本株式発行は、本制度に基づき、当社の取締役及び執行役に対する当社第76回定時株主総会から2019年6月開催予定の当社第77回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬、並びにLIXILの取締役に対する2018年6月20日開催の同社第17回定時株主総会から2019年6月開催予定の同社第18回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として支給される金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社LIXILグループ 人事総務部	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング36階

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給される金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	6,000,000	

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用、有価証券届出書作成費用等であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

本株式発行は、金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、手取額はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第76期(自2017年4月1日 至2018年3月31日) 2018年6月22日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2018年6月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2018年6月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社L I X I Lグループ 本店
(東京都江東区大島二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。